

## 令和3年度 第2回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和3年5月10日(月) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (25人)

会長 15番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員
8番 福井章人 委員	9番 鐵本達夫 委員	11番 室山恵美 委員
12番 山下賢一 委員	13番 筏津純一 委員	14番 松本幸男 委員
16番 山田有宏 委員	17番 原田明宏 委員	18番 數馬 豊 委員
19番 美田俊一 委員		

### 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員
小谷義則 委員	鳥飼 巧 委員	

4 欠席委員 (3人)

4番 金信正明 委員 10番 衣笠健一郎 委員 涌嶋博文 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第12号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 梶本 幸敬

主任 宮本 哲博

## 7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第2回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

### (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。3番 船越委員、5番 吉村委員に議事録署名人をお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 4番 金信委員、10番 衣笠委員、涌嶋推進委員については欠席の届けが出ております。

### (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

### (5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページから3ページのとおり6件の申請でございます。番号1と2は売買、番号3は親族間の贈与、番号4から番号6までは売買による所有権移転でございます。下限面積は備考欄に記載のとおりで、許可要件を満たしていると考えております。

続いて、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案5ページから6ページのとおり8件の申請でございます。番号1は〇〇〇地内における太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしでございます。番号2は〇〇〇〇〇〇地内における宅地分譲でございます。農地区分は、都市計画用途地域の近隣商業地域に該当しますので第3種農地で、原則許可でございます。番号3と番号4は〇〇〇〇地内の隣接する農地で駐車場を整備するもの

でございます。農地区分はどちらも小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。6ページです。番号5ですが〇〇〇〇〇地内における駐車場の整備でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。番号6は〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。都市計画用途地域、第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、第3種農地で原則許可でございます。番号7は〇〇地内における宅地分譲でございます。都市計画用途地域、第1種住居地域に指定されておりますので、第3種農地で原則許可でございます。番号8は〇〇〇〇地内における駐車場の整備でございます。都市計画用途地域、第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第9号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございます。8ページから9ページのとおり6件の申請でございます。いずれも20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定でございます。12ページから34ページのとおり65件の利用権設定の申し出がございます。それから35ページから37ページのとおり所有権移転が3件ございます。

議案第11号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については43ページのとおり1件農用地からの除外の協議が出ております。

最後に、議案第12号 農用地利用配分計画については57ページから60ページのとおり11件の協議がございます。以上でございます。

#### 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議事に入らせていただきます。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について皆様にお諮り致しますが、本日の3条の許可申請につきましては該当委員に係る案件がございますので、全体を審議する前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。2ページ番号1番は、14番 松本委員に係る案件でございますので、松本委員の退席を求めます。

(松本委員退席)

議長 松本委員が退席しましたので、第3条1番目の報告でございます。お諮りいたします。ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、農業委員の賛成の方の挙手を求めます。

(採決)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので松本委員の入場を



ってごしないなということで。結構年の割に元気な方でね、口も立つし。そういうことで私が対応したりしてましたんで。最初この中で説明しようかなと思ったんですけど、多分質問が出るかなと思って。そういうことでご理解願いたいと思います。その他ございませんか。

田倉推進委員　この方は若い方ですか。

議　長　　いい歳ですよ、娘の舅さんですから。60半ば過ぎだと思います。よう見て70位。とにかく来て、植木が残ったたら選定したり面倒みとんなる。本宅は焼失したけど建物が残ってってそこにどうも来るみたい。

14番　　農業委員会にもしよっちゅう来とんなる。

議　長　　結構うるさい方でね、たまたまうちに寄ったら私が農業委員会の会長っちゅうことが分かって、えらいところ飛び込んだがや、って心配しとんなったけどもね。そういうことで自分がなんとかするっちゅうことになったようで、誰も作り手がないもんで。そういうことです。ではこの第3条についてはご異議ございませんか。

(質疑なし)

議　長　　はい、質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。

(賛成者　挙手)

議　長　　はい、ありがとうございます。承認といたします。

議案第8号　農地法第5条の規定による許可申請について

議　長　　続きまして議案第8号　農地法第5条の規定による許可申請につきましてお諮り致しますが、本件につきましては本日午前10時より、当番委員であります松本委員、藤原委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地調査に行きまして参りました。代表して藤原委員より報告をお願い致します。

藤原推進委員　今のところを現場確認をさせていただきました。議案の8号でございますけれども、5ページ、6ページの8か所でございます。現場のほうを確認させていただきました。いずれも問題なしということで報告をさせていただきます。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。山下委員。

12番　　12番　山下です。8番なんですけど、これ反当が3,700万円になってますけど本当の話ですか。

事務局　　お答えします。反当は3,700万円で、145.32㎡で550万です。

議 長 ○○○の一番高いところです。ええ値段がついてます。○○、○○、○○○には関係ないです。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑がないようですので賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第9号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第9号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、この件につきましても先ほどと同じメンバーで10時より現地の調査に行っておりますので再度藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 議案の第9号でございます。8ページ、9ページの6か所を現地確認をさせていただきます。いずれも問題なしということで報告をさせていただきます。

議 長 ただ今藤原委員より報告がありました。問題なしということでございます。それでは皆さんにお諮りいたします。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。あの、2番目は農林水産省が持っているということで管理を誰が。結局、知事に委ねられておるので知事が申請したということでしょうか。それから5番については、本人じゃなくて総合事務所がしているってことは貸し借りの問題があって、工事の。そういうことの解釈でしょうか、ちょっとその辺を教えて下さい。

議 長 それでは事務局お願いします。

事務局 ご質問にお答えします。2番の○○の農林水産省所有の農地については、以前から県が管理をされていた土地で、この度農林水産省から財務省に所管換えをするにあたって現状に合わせて非農地にしておきたいということで申請がありました。それから5番目の中部総合事務所長が申請している○○○と○○ですけれども、こちらは県の治山事業をするにあたりまして保安林に指定するという必要がありましたので総合事務所長の方が、県が代理で申請をしているというものでございます。

議 長 現在、3月発注の県の農林局の○○○の工事と○○の治山工事で2件発注されておまして、今業者が工事に着工しておる所でございました。本日見て参りました。その現場でございます。よろしいですか、その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ないようですので只今の非農地証明等につきましても賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。承認いたします。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして、本日の農用地利用集積計画の決定についてでございますが、この件につきましては該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。12ページ番号1番から14ページの番号8番は5番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 12ページ番号1番、〇〇の4筆3, 449㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか番号8番まで合計致しまして22筆、20, 281㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 ただ今、吉村委員の案件について事務局より説明がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。賛成多数ということで、承認いたします。それでは吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議長 吉村委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。続きまして19ページ番号23番と20ページ番号24番は18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長                    それでは、事務局説明してください。

事務局                    19 ページ番号 23 番、〇〇〇の 3 筆 2, 590 m<sup>2</sup>の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか番号 24 番とあわせまして合計 9 筆、4,876 m<sup>2</sup>の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長                    この〇〇〇の案件につきましては以前にあっせん申し込みがあったんですけども、なかなか借り手がないということで。数馬委員があっせん委員になっておりましたがじゃあ自分でとりあえず作ります、ということで自分が耕作することになりました。そういうことで決着したということでございます。只今の案件につきまして異議のない方、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長                    はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長                    数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、20 ページ番号 25 番と 26 番は藤原推進委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(藤原委員 退席)

議 長                    それでは、事務局説明してください。

事務局                    20 ページ番号 25 番、〇〇の 1 筆 1, 455 m<sup>2</sup>の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか番号 26 番とあわせまして合計 2 筆、2,765 m<sup>2</sup>の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長                    はい。ただ今藤原委員の案件について説明がございました、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長                    ないようですので賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)



議 長 事務局説明をお願いします。

事務局 お答えします。住所は〇〇〇〇ではあるんですけども、お父さんが〇〇〇〇〇〇で農業をされておりましてその息子さんがやられると聞いております。以上です。

議 長 よろしいですか、その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第10号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第10号については承認といたします。

議案第11号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして42ページ議案第11号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。事務局説明をお願い致します。

事務局 議案の44ページの方からご説明します。除外の理由等でございますが、協議地は〇〇地内にあります〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地の西側と南側に隣接する農地でございます。事業の拡大のために新たな事務所と会議室などを建築するという計画でございます。それから事業の拡大にあたって新規社員の雇用にあたっては、協議地の周辺農家から重点雇用をするという農業従事者の雇用促進を目的とした内容の雇用協定を倉吉市と締結されております。

2番以降ですけれども協議地の概要等ですが以下に記載のとおりでございます。関係機関との調整状況は45ページの5番、46ページの6番に記載しております。市町村長の考え方につきまして47ページと48ページの別紙のとおりでございますが、47ページの1番第1号関係というところで(1)必要かつ適当な要件のところの上から6行目以降に農振農用地区域からの除外と農地転用の手続きを進めるに当たっては「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」とありますけれども、こちらは農振除外後の農地転用の手続きをするにあたって農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設というものに該当する必要があります。先程の説明の除外の理由にもありましたけれども、倉吉市と〇〇〇〇の間で新規雇用にあたっては周辺農家から優先雇用をするという内容の雇用協定が締結されておりますので、転用の要件にも該当すると考えております。それから49ページ以降に図面と写真を付けておりますので、ご確認いただければと思います。

43ページの方に戻っていただきまして、協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめると農地区分は農業公共投資の対象農地のため、第1種農地となっております。許可基準は就業機会増大施設でございます。農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み及び転用見込みありで認められる案件と考えております。以上でございます。

- 議長 　　ただ今説明がございましたが、地元の方の委員の方は何か聞いておられましたか、この件について。これを読んだら、農業従事者を雇用雇用して結構あの辺大規模農家おるでしょう。どうかなと思って。ものすごい良い言葉だな、農業従事者を雇用しますって。あの辺は結構自分で施設持って農業してる人結構多いんだな、〇〇とか〇〇でも。どうかなと思って今気になったんだけど。
- 2番 　　多分この皆さんは農業されてませんよ、売った人。
- 議長 　　売った人でなしに。農業従事者を雇用するって書いてあるから、農業従事者の方で雇用されていく人が結構あるのかなあと思って。西谷委員どうですか。
- 西谷推進委員 　　上北条の西谷です。今日初めてこれを目にするものであまり詳しくは分かりませんが、確かに農業従事者を雇用するという部分についてはちょっと疑問があるように思いました。いずれにしたところで雇用体制が〇〇〇に生まれるということについては地域にとってもいいことではないかなと思っておりますが。
- 議長 　　書くだったら、地元の方を優先的に雇用するとか。農業従事者だと農業はするなっていうこと、私らの立場から言うと。結構あの辺は麦作ったり、米作ったりしるところだからな。農家辞めてうちが雇うわいって言い方に取れんこともない。
- 西谷推進委員 　　さっきおっしゃるとおり、農業従事者っていう表現がちょっと問題があるかなって。お父さんはお勤めでお母さんが細々どこまい農業をしながら、野菜を作ったりとかいうような、おられる。そういう方も農業の従事者ということになりますのでそういった部分の雇用ということじゃないでしょうか。大きなほうのね専業農家の方を雇うというのはまず無理じゃないかなと思います。
- 議長 　　この件について、管轄の農林課はどう思われますか。
- 農林課 　　今、農業従事者について出てましたが、ここで言う農業従事者は世帯員を含んで考えています。
- 議長 　　世帯員で勤めとる人は農業従事者とは言わんだけど。子どもさんとかそういうのは。農業にこだわらずに地元から優先的に採用するという事にせんとおかしなことになる。これ、農業を辞めて下さいという言い方になる。
- 14番 　　農業を入れとると農業委員会で通過しやすいっていうことと思うけど。
- 議長 　　逆だわいな。農業委員会としては農業に従事している者を引っ張って行かれるということに。そういうことにも取れる。文章がまずい。
- 農林課 　　雇用協定書の方には、倉吉市及び近隣の自治体っていう大きな範囲で協定のほうを結んでいます。
- 議長 　　そこにはどがに書いてある、雇用は。

- 農林課 農業従事者の雇用予定人数っていうので、協定書の方に農業従事者の就業機会を増大するために事業計画において倉吉市及び近隣自治体に在住する農業従事者、農業従事者の世帯員の雇用に努めるものとして、その雇用の割合が全雇用予定人員の3割以上とするということにしています。
- 14番 そんなことこだわらんでもええでないかえ。
- 9番 農家優先雇用を積極的に、って書いてある。
- 14番 雇用拡大でいいが。
- 議長 農家優先雇用ってことは農業している人を引っ張るってことだけな、逆に言う。これを農振除外して転用して欲しいってことから、農業者を優先的にっていう案に取れらへんかなという。そういうことか、違うかいな。
- 農林課 この許可基準ですけど、農地法の運用について国のほうから通知が提示されているんですが、その中に農業従事者の世帯員も含まれると入っています。
- 議長 いや、それは入っとしてええだけ、世帯員の中には。優先的に雇用っちゅうのが、農業従事者が、っていうのが引っかかってくるだんな、私は。皆さんどうかしらんけども。
- 田倉推進委員 会長のおっしゃるとおりです。ここの農業従事者は括弧で条件付きに、農業従事者の世帯員というような説明がない限りは農業従事者だけを引っ張っちゃうっていう形になっちゃう。
- 議長 だってね、雇用協定書は今後の倉吉市の農業従事者の雇用促進が目的って書いてある。これはどがに解釈すればいいですか。
- 農林課 農業を辞めて雇用するのではなくて、農業をしている方やその世帯の中で就職する方で就職がない方に優先的に雇用するという捉え方もできるのではないかと。
- 議長 じゃあここに書いてある、また雇用協定書は今後の倉吉市の農業従事者の雇用促進を目的として本市と締結した、と書いてあるけど。農業従事者の雇用促進って書いてあるだけな。
- 農林課 農業従事者の、広い範囲でその世帯のおじいさんがもし農業されとったら、そのお孫さんのもしも雇用がなければ、そういう方を優先的に促進することを目的としてという意味合いで。
- 議長 ちょっと分らん。それから最後にな、新規雇用において倉吉市の農家優先雇用を積極的に実行していくと、書いてあるけど果たしてこれで実現できるのかな。上手に書いて許可貰うための文章みたいに取りゃうけど、どがなかいな。

- 1 4 番 基準は国から出とるでないの、柱はな。それに基づいて市がこういう文章を作成したんでしょ。
- 議 長 この文章ではそういうふうにとれん、農業従事者になっちゃつとるから。〇〇〇地区から優先的に雇用するんなら分るけれども、農業を出しちゃつとるからな。農業を辞めてうちに来なさいと、奥さん手伝わんでもええがなつちゅうようなことになつちゅう。はっきり言うと。
- 1 4 番 これ大体読んでみれば国に基づいて市が第1号関係から必要かつ適当な要件ということで、その土地に合ったように倉吉市を持ってきたりしとるんじゃないかなという観点にとれる、そうでしょう。そこを抵抗しても国の柱が、農業の捉え方がこういうふうにとれる。あのお現実的には農業収入というのが、非常に他の職業と比較して低いということの観点を含めた捉え方をしとる。
- 議 長 そういうことはないわいな。そこの収入源まで分ることはない。
- 1 4 番 農業白書でもいろいろ出とるように、農業所得は低いって見方にとられる。それで農業所得を倍増とか上げようと農協の取組もなつとるけん。
- 議 長 だけ、今言ったこととは逆にとれるだが。農業で〇〇〇周辺で収入を上げるためにいっぱい作っている人ががんばつとるだ。収入が結構あるだ。それを辞めるような形にとれちゃうだ、奥さんなんか抜いてな、こっちに勤めなさいって。
- 1 4 番 ちょっと問題追究が間違いで、国の基準が。
- 田倉推進委員 国だろうが市だろうが関係ないです。要は文言が悪いです。理解できないです。理解できるように直していただきたい。
- 議 長 皆さん理解できるか。理解できない方のほうが多いんじゃない。
- 9 番 農業従事者の割合が3割以上になることが確実であると判断される内容であることが適当であるとされている、と書いてあると余計に、なんとなく。
- 議 長 矛盾しとらへんか。〇〇〇地区は優良農地でみんなが頑張つてな、農業収入は上つとるだよ。
- 西谷推進委員 西谷です。聞きたいですけども、この農業従事者という文言の中の割合つちゅうだか、その従事者っていうのはアルバイトですか。正社員ですか。農業者っていうのは冬場は暇になるんで、そういう時に雇用するっていうなら多少いいじゃないかなと。
- 議 長 農閑期に今言ったように現地雇用しますってんならいいけど、全体的に農家を優先的に雇用するってなると、一年中だがん、正社員だがん。農家は儲からんけこっちに来いっていうようにとれちゃうだ。

- 農林課 すいません、そのページの中に具体的に人数を入れておまして、〇〇〇に限らず倉吉市及び近隣自治体の中で令和5年度3名採用の中のうち、農業従事者が1名。令和6年度に新規採用3名の中に農業従事者が1名、令和7年度4名の中に農業従事者から2名というふうに具体的な人数を挙げているんですけど。あくまで〇〇〇が優先的ですけど、〇〇〇は農業されとってないことも見込まれるので、倉吉市と近隣の大きな範囲で考えていて。それも農業をしている世帯の中から就職がない方を優先的に雇用したいなという思いのもので。
- 12番 よろしいですか。
- 議長 はい、山下委員。
- 12番 ここを農振から外すにあたっては、その農地を持っている農業者が困ると。ですからその農地を農振から外すために、農業をしておいた人間及びその関係者を雇用する形で収入を確保したいという意味でこの基準が決まっているというような話じゃないんですかね。
- 農林課 この農業従事者の就業機会の増大につきましてはもちろん農業従事者その方もあるんですけども、農業従事者の家族の方に農業に従事されていない方も多くいらっしゃるので、そういった方もこの中に含まれるということになりますのでそういった中で農家全体の収入を確保するという意味合いでこういった要件が設定されているものと考えております。
- 議長 皆さん何かご意見ありましたら。よろしいですか、鐵本委員。
- 9番 それなら、そういう表現にしてもらおうと分りやすいつちゅうことじゃないですかね。国がとかなんだとか言ったって、じゃあ国の指針だなんてここにおける委員全員が分りましたって知っとるわけじゃないし、初めから。もうちょっと平易に書いてもらえば、みんなが理解できたんじゃないかと。これだったらちょっとまだ生煮えで理解ができとらんじゃないかと。
- 議長 はい、他に。船越委員。
- 3番 3番 船越です。この農業従事者という文言の変更はできないですか。農家世帯とか世帯員とか。
- 農林課 国の要綱といいますか、文書ですけども、農業従事者には何々が含まれるとかそういったような解説というか補足もしてありますので、そういったことを付け加えさせていただく具合になります。
- 議長 まあ、今日は間に合わんだけ来月だわ。再度文章を変えて出してもらわんといけん。
- 14番 皆さんこれ問題あるかえ。どんなん。私は別にこれでええと思うんだけど。

議 長 はい、山本委員。

山本推進委員 北谷推進委員の山本です。今までの話でみると、該当の土地を売った人の側だけを含めるような形になっとるでしょう。さっきの説明ではね、広範囲になんかね雇用促進するということであつちよつとおかしいではないですかね。

農林課 すいません、私の説明が不十分で。最初に説明がありましたとおり、倉吉市及び近隣の農業者の方というのが今回の対象になっておりますので、改めて説明します。土地を売られた方ではなくて、倉吉市及び近隣の農家の方です。

5 番 だったら、余計いけんわな。農地を売られた方の家族を雇用するならわかるけど、地域全体の農家の家の人を優先雇用するってちよつとやっぱりおかしい。

議 長 はい、分りました。他に。船越委員。

3 番 3 番 船越です。これは結局は農家世帯の家族を含めた雇用を増大させて倉吉の人口の定着並びに、人口の確保を図ると共に農業の将来の後継者の確保も図っていくというのが根本的な目的であるんでないかなと思うんです。そこら辺がなんかあやふやな話で。人が、若い人がそういったところで定住すれば農地を守っていく人も後々出てくるんでないかなということが根本的にあるんでないかなと思うんです。その辺がしっかりもうちよつとわかるような文言にしてもらったら。

議 長 他に。今、いろいろな意見が出ておりますけども、これで問題ないわなという人もおるし、文言を訂正してって再度書いてもらいたいっていう意見がかなりあるんですけど、どういたしましょうか。皆さんの意見で決めたいと思いますけれども。西谷委員。

西谷推進委員 上北条の西谷です。真ん中のところにまた雇用協定書ってあるんですけど、その協定書の目的ってなんだいやってなってくる。その前に書いてある農業従事者って誰だいてことだんな、そいつが問題だんな。だけ、ここをもうちよつとね、家族とかもうちよつと文言を換えて正しく文章を出していただいたらええじゃないかなと思います。

議 長 この文章は農林課で考えた文章か。

農林課 協定書は農林課のほうで作ったんですが、結局許可基準の農業従事者の就業機会を増大する施設という、農地法の運用から参考にさせていただいて協定書を作りました。

議 長 農家優先になっとるだんな、これ見ると。いかにも田んぼを譲りなつたから農業者を中心に雇用したいということで。それが前面に出てる。

西谷推進委員 大体昔から地域から3割の雇用を、ということが協定書の中に入っとるわいな。それが農業従事者になつちよつとるけ、おかしいわな。

農林課 国の運用指針の中でこういった雇用についての解説があるんですけども、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として農業従事者には農業従事者の世帯員も含まれる、それから就業機会の増大に寄与するか否かは当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割、ということが農水省が出している指針に、文書にしっかり書かれているのでそれを参考にさせていただいて今回のこの別紙の部分を作らせていただいたんですがちょっと不十分な部分があったのであれば訂正させていただきます。

西谷推進委員 補足が足らなんだ。

農林課 そうですね。農業従事者としてしか書いていないので、それがいかにも土地を売られた方だとか実際に農業をされている方という捉え方をされてしまう可能性があって、今そういったご意見で。

議 長 美田委員。

19番 なら、その運用つちゅうのを全部に配布してもらってそれで納得出来ればいいでないか。そこを口で言いなるけど。

議 長 じゃあ、この件につきましては、一時中断させていただきまして他の案件を先に進行させていただきます。よろしいですか。

(はいの声)

#### 議案第12号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第12号 農用地利用配分計画について。本日の農用地利用配分計画の利用配分計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。57ページ番号2番の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は19番美田委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 57ページ番号2番でございます。権利設定を受ける者、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。権利設定する農用地につきましては4筆の3, 918㎡の水田の配分計画でございます。賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、只今の案件につきまして説明がありましたがご質問、ご意見ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。続きまして59ページ番号9番は18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 59ページ番号9番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇。権利設定する農用地につきましては2筆の1,609㎡の水田の配分計画でございます。賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今数馬委員の案件について説明がございました。ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは承認しましたので、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

以上で該当する委員の案件につきましては審議を終わりましたので、続きましてその他の案件について審議を行います。事務局、説明をしてください。

事務局 利用配分計画各筆明細につきましては、57ページの番号1番から60ページ番号11番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で77,457㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、61ページから66ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます

議長 ただ今事務局から説明がありました。質問、ご意見ございませんか。はい、筏津委員。

13番 13番 筏津です。57ページの4番目の〇〇〇〇〇さんですけども、6か月の賃貸借ってというのは何かあったんでしょうか。

議長 はい、では担当。

農林課 農林課です。終期なんですけれども〇〇〇〇〇さんが他の〇〇の農地を借りておられる終期と合せて令和3年12月31日までとしております。

13番 分かりました。この〇〇〇〇〇さんが借りるところで、この畑の隣をたぶん借りなるでしょう。あれは今作っている方の又貸しになるでしょう。

農林課 〇〇さんの分は解約して新たに〇〇〇〇〇さんが借りられるということで、3月か4月の議案で出させていただいていたと思います。

事務局 先月で確認できました。

議長 その他ありませんか。

6番 6番 藤井です。11番からずっと下を見ますと、〇〇さんの筆が15件ありますね、59ページの。これっていうのが中間管理機構がまああの、あっせんしたんですか。それとも本人がもちろん作るって言われたので上がってると思うんですけども。〇〇でも手に余る程あって、水見はしならん畦草は刈りならん、ものすごい不平不満が出とって、私らもものすごい言われとるですけど、それに更にこれを〇〇のほうですね。これこまい田んぼばかりだし、こういうことをしなって大丈夫でしょうかね。

議長 はい、林推進委員。

林推進委員 はい、ご存じがどうかかわからんですけど、〇〇さんの母親は私の集落の出身でございまして、〇〇さんが何人兄弟があったかは分らんですけど、ここにおんなって、いろんなどころに行かれたんですけど、再度結婚されたという事情があります。それで、去年一昨年になるのかな、お母さんが亡くなられて、そんなの前から中山間地組合の3期の頃から、〇〇さんにお母さんの田んぼ中山間地組合の田んぼでございまして作っていただいております。それで私が4期の長でしたので、あと3件中山間地組合の田んぼをお願いしてその近くほとんど作っていただいております。中山間地組合の中の田んぼがほとんどで

ございまして、我々としましては中山間地組合が存続していくためにはどうしてもその田んぼを誰かが作っていかないといけないというふうに思っております、お願いしました。きれいに畦草も何回も刈ってもらってますし、良い状態でございますので、その点は心配ないと思っております。

議 長 分りました。実は今日、〇〇のいわゆる中学校に抜ける所の現地調査に行くときに〇〇さんがかなり植えておりました、稲を。法面とか畦草を一切刈らずにぼうぼうのまましておりました。藤井さんにいっつもこの人はこういう状態かって聞いたら、そうですよって言われてびっくりしたんですけども。他所ではそういうことにしとるようですので。それが今藤井委員が言われたことなんです。隣はきれいに刈って田植えがしてありました。その周りの〇〇さんの田んぼは全部草ぼうぼうでした。

林推進委員 先回も3人か4人来ておられてきれいに刈られておりました。

議 長 なんで地元は刈らんだろうか。

6 番 これは全部実家の田んぼですか。

林推進委員 全部ではない、4件か5件だと思う。

6 番 ちょっとそこの、なら作ってあげるわって言いなる心境が分らんですけどもね。もうぐちゃぐちゃですよ 〇〇のほうは。

議 長 まあ、あれだわいな林委員。中山間に入っとったら草刈りは絶対しないといけんだけな。責任持って刈らん時は中山間組合が刈るだわいな。

林推進委員 長が替わりましたのでそう言っておきますね。

議 長 そう言ってないと普段の検査の時に通らななんだから。金が下りんようになっちゃうだけ、そのことは本人に言っておいて。今日見たところは中山間じゃないか、結構傾斜が付いとったけど。

6 番 入っとると思うだけだな。

議 長 だけ、お金が出んようになるよ。

6 番 〇〇さんところも来て刈りなるけんね、検査前に。〇〇〇〇さんのところの家族が来て刈りなるですよ。

議 長 まあそういうことで気をつけて見ておいてください。他にございせんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。挙手多数ということで配分計画につきましては承認と致します。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議長 それでは、その他報告・連絡事項に入らせていただきたいと思います。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について(2)の農地等のあっせん活動の状況について、続けていきたいと思しますので事務局説明をしてください。

事務局 別冊の2ページでございます。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。こちらは鳥取県が発注する工事に伴う一時転用の届出ですけど、議案第9号の中部総合事務所長からの非農地申請があったものの関連する工事でございます。転用目的は〇〇地区復旧治山工事(1工区)に伴う土砂及び資材置場として使用するものでございます。転用期間、届出地につきましては以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 はい、続きまして農地等のあっせん活動の状況について報告お願いいたします。①は山下委員。

12番 12番 山下です。この件につきまして上側の〇〇〇、これはあのう1枚の田んぼじゃなくて、3枚の田んぼのうちの1枚で、今畦が取って1枚になっているその一部です。そしてこれは今、〇〇〇〇〇が作ってまして5年の契約を今年の4月から結んでます。これは大体借主の目星が付いておりますので、そのようにしたいと思います。

もう一つの方、これも同じように今年から5年間の借地契約が結ばれているんですけども、5年間のうちに何とか買うような人があれば探しておきましょうということ本人さんには伝えてあります。以上です。

議長 続いて②早田委員。

1番 1番 早田です。相談者の方は高齢で施設入所されておられて、〇〇弁護士が成年後見人としておられます。弁護士と相談しましたところ、売買ではなく賃貸での貸借を希望されているということで。〇〇の田んぼを耕作されている方と協議しまして、正式には11月頃に契約し耕作していただくこととなりました。以上です。

議長 はい。次は③高見委員。

2番 2番 高見です。報告させていただきます。ちょっと遅くなりましたけれども、連休明けに〇〇さんの家に行きまして、本人さんは目の病気で入院中ということで息子さんとお話しさせていただきました。ここに記載されている賃借料の5,000円は地元に合わせてということでした。それと耕作者を探すということでしたけれども、先回の農業委員会で委員さんが結構内容を言われておりますのでその内容は皆さんご存じだと思いますけれども。とにかく田んぼ

は本人さんも見ておられないと、場所も良くわからないということで、で耕作者が見つからなければ、本人が草刈り泥上げをしますと言われておりました。とにかく約1名候補がありますのでその方と協議して、もしその方がだめでしたら本人さんに伝えて草刈りをしていただくということになると思いますけれども。今のところそこのところまでです。以上です。

議 長                   はい、ご苦労様でした。続きまして④吉村委員。

5 番                   吉村です。地元の方と協議するんですけどもなかなか難しい所で候補者が現れません。再度話はしてみたいと思いますけれども、候補者はございません。

議 長                   ⑤藤井委員。

6 番                   先日〇〇さんのところに行きまして、いろいろ探したけど耕作して下さる人がありませんということで、あんまり難しい事を言われると作り手もないですよという話をしまして。自分は草がちょっとでも生えたら気になるほうで、草をきれいに刈ってもらう人でなければいけないってまだ言いよなられてね。そういう事を言いなるんだったら、もううちの方ではよう探しませんしって話をしましたら、当分の間は自分が作りますからということで話ができました。以上です。

議 長                   ⑥山本委員。

山本推進委員       推進委員、北谷の山本です。前回この件に関しましては報告いたしましたので同じです。以上です。

議 長                   作り手がないってことだったな。7番目は今日は衣笠委員が欠席ですので。続きましては小谷委員。

小谷推進委員       報告します。推進委員、上小鴨の小谷です。〇〇〇さんの方から大規模な規模拡大をしたい、とこういう話がありまして4月の20日から22、3日くらいまでの間にいろいろ本人さんにも〇〇〇の下の方といわゆる上の方の〇〇の遊休農地等を何筆が案内をしましてですね、見ていただきました。その結果ちょっと〇〇〇の下の方はですね、どうしても耕作地に入る道がかなり下の方にありますので道がせまくて、大型機械になっておりますので田んぼへの進入等が非常に難しいと。或いはまたあるところではじゅるいなあと。こういう、いろいろ難題がございましてですね。結論として、〇〇地区にあります〇〇〇の約8畝程の田んぼがここ2年間ほど遊休農地になっておりまして、その部分なら自分が所有している田んぼと近いということでここなら作らせてもらいたいということでお話しをしまして、一応所有者とも話をしましてですね、賃貸契約も含め完了しました。4ヘクタールという大規模な分をおっしゃったので、たかだか8畝ぐらいで非常にご不満でしょうがっちゃうことを言うたんですけども、今年はこの8畝で我慢するというのを本人も納得されておりましたんでとりあえずいいんじゃないかなと思います。以上です。

議 長                   続きましては、早田委員。

1 番

1 番 早田です。白ネギを社地区で耕作したいということでございましたが、前農業委員の河本さんにも久米ヶ原とかを見てもらったんですがなかなか良い場所がございませんでした。そのことを〇〇さんに伝えたいんですが、何回か電話をするんですが応答がないです。今後また適地があれば連絡したいと思えます。〇〇の方がいいんじゃないかなと思ってます。他にも適地がございましたら皆さんにもお願いしたいと思ってます。

議 長

以上でその他の項について説明がございました。ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでしたら先程の農振の件につきまして、再開をいたします。ここに文章が出ました。ちょっと説明してください。

農林課

お手元にお配りしております両面コピーの物を見ていただきたいと思います。まずこれは平成21年に制定されました農地法の運用についてというものでございまして、農林水産省から出ているものでございます。裏面を見ていただきますと、その部分の抜粋をしてきたところですがけれども(C)農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設についての運用について記載がされているところでございます。まず農業従事者には農業従事者の世帯員も含まれるということがあります。それと当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安として判断することとし、当該割合が概ね3割以上であればこれに該当すると判断するものとしています。これは農地法についての記載でありますけれども農振除外についてもこれを参考にさせていただいているところでして、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めているということでありまして、雇用計画を3月の19日付けで〇〇〇〇〇〇〇〇から提出をいただきその内容について検討した結果妥当であるという判断をさせていただきましたので、本年3月23日付けで倉吉市と〇〇〇〇〇〇〇〇との間で雇用協定書を締結したところでございます。一番最後のほう下から3行目の辺に特に雇用3割ということがありますけれども、これがなかなか達成できないという場合にあっては条件を緩和して再募集をする、或いは近隣自治体にまで範囲を広げて再募集をする、そういうことが想定されるとすることでありまして、この度締結いたしました協定の中では令和5年、6年、7年の3年間で新しく計画されている施設で10名の雇用を予定されておられまして、そのうち農業従事者は4名の計画になっております。で毎年その実績を翌年度の4月末までに報告していただくということで、雇用協定を実施しているところでございます。以上です。

議 長

皆さんお分かりでしょうか。大体詳しく説明がございました。質問ありませんか。はい、河野委員。

7 番

河野です。先程文章を読まさせていただきました。それから経過をずっと聞いておりましたが〇〇〇〇の増築のための許可に何が必要かということで、この農地法の条件が合わないということでこれに合わせた感じでの文章を作られ

ているという感じがするわけです。そうすると本当に〇〇〇〇にここを増築して倉吉の経済のためとか、ということである必要があるなら地元のほうからもそういう声が必要だと思いますし、地元の農業者の声も聞いていてそこはこういう形で農振を除外することが必要になるかなど、全体として考えて許可はしてもいいと思いますけれども、無理にこの中で農業従事者という雇用とかそういうところを作るっていうか、無理にしているような感じがするのでこちらの方に合わせた形での計画だと思います。逆だと思います。

議 長           ならちょっと、回答してもらってもいいですか。

農林課           河野委員、おっしゃられる意味は大変良くわかりましてですね、実際そういう部分もあるかと思えます。ただ倉吉市を代表する企業っていうことでもありますしこれに当てはめていかないと除外、転用ができないということもありますので、そこはちょっとあのいろいろなお考えがあるとは思いますがご理解頂ければと思います。

議 長           大体いいですか。まあ地元の委員さんが3名いるので、前もってやっぱりこういうことを出しますからということで説明をされたほうが。今日初めて聞いたわい、という委員さんばかりですのでね。どこの地区にされてもこういうことが今後ないように、その地区の委員さんには事前にこういうことを出しますよ、とか説明をされておいたほうがいいかと思えますのでよろしく願います。それではこの件につきまして、承認の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長           賛成多数でございますので、農振除外のこの件につきましては承認といたします。ありがとうございました。

前回、〇の転用についての保留をさせて頂いて現地を見た後で会長の判断にさせてくださいということでしたが、実は途中行ったらまた同じようなことをしとりまして、上に土を載せてまたかぶせておったと、私が見たらすぐ分ります。それでこの間電話がかかって来まして、奥さんの方から一体どのようにしたらいいでしょうか。畑の状態にして、上も取っちゃってユンボで動かしてもらえないかって。それから基礎がまだ残ってる、隠してあるそれをそのままにされると今度は水田の根元から全部撤去させますよ、と。それでも良かったらそのまま報告して下さいって言ったら、慌ててユンボを頼んで、きれいに今日してありましたんで、全く分らんような畑の状態になってました。細かく爪でね、ユンボの大きいので畑にしてありましたので、それも関連として報告しておきます。河野委員からも連絡もらいまして、終わってるようですよってということで。今日再度見させてもらいました、以上です。よろしいですか。

(はいの声)

議 長           それでは本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後3時00分 閉 会 —